

月刊ナレッジ情報

平成24年3月号 (vol.2)

大谷公認会計士事務所

〒600-8439

京都市下京区室町通五条上る

シゲトシビル4階

TEL075-361-7514 FAX075-361-7528

URL:www.pronet-kyoto.com/ohtani_web

定年退職後の生活設計（老齢年金編）

●60歳定年退職者の社会保険・税金

	現役時代	60歳	定年退職後 (A)			
年金	給与から (社会保険・税金) 天引	定 年 退 職	裁定請求		年金受給	収入
失業給付			離職票の提出	失業給付の受給		
健康保険			任意継続、国民健康保険に加入 又は健康保険の被扶養者			支出(自分で支払う)
税金			所得税⇒確定申告 (年金収入のみ 400万円以下を除く) 住民税⇒普通徴収			

※定年退職後 (A) からについては、雇用保険から失業給付を受給するか、又は年金の給付を受けるかを選択する事になります。また、健康保険や税金については、退職前までは給与から天引きされていた社会保険・税金が、退職後は自身で手続きや納付等を行わなければいけなくなります。

●60歳から65歳までの収支（一般的な例）

	60歳	65歳
収入	← 20年以上勤務で150日 → 失業給付 (月額20万円)	老齢厚生年金(報酬比例分) (月額10万円)

支出	健康保険料 月額約31,000円	
	配偶者国民年金保険料 15,000円	
	住民税 月額約20,000円	
生活費 (収入-支出)	約134,000円	約34,000円

上記図のように、失業給付の受給終了後受け取れる老齢年金は、65歳になるまでの間、原則受けれる年金が少額となり、生活費に充てられる金額が僅かとなってしまいます。

その為、65歳まで働く、私的年金に加入しておき65歳までの期間の生活費に充てる等の措置を取る必要が出てきます。

●自身の年金加入記録が正しいかどうかのチェックポイント

- ① 転職のある場合の記録
- ② 平成9年1月以前の国民年金の記録
- ③ 共済の加入期間(定期便に記載されません)
- ③ 厚生年金基金の加入記録
- ④ 海外勤務の記録(国によっては記録が通算されます。)

※もし年金加入記録に不備が見つかった場合の確認先

- ・厚生年金 ⇒ 当時の勤め先の管轄年金事務所
- ・国民年金 ⇒ 当時住民票があった住所地の年金事務所

●老齢年金として貰える額

60 歳

65 歳

厚生年金基金・確定拠出年金			
老齢厚生年金（報酬比例部分）※1		老齢厚生年金	
	老齢厚生年金 （定額部分）	経過的加算額	
		老齢基礎年金	
		加給年金※2	

※1 老齢厚生年金（報酬比例部分）は①1年以上厚生年金に加入②受給要件25年をの両方を満たしている場合に支給されます。

※2 加給年金は厚生年金加入期間が20年以上の被保険者で、配偶者が65歳になるまでの間支給されます。

※3 平成24年10月から3年に限り、過去10年の未払国民年金の後納保険料の納付ができます。
（申出日の属する年度から起算して3年度を超える期間については加算金がかかります。）

●貰える年金額の確認方法

①日本年金機構HPの「ねんきんネット」サービスを利用する。

②最寄りの年金事務所の窓口で「年金見込み額照会票」を作成してもらう。

※年金の繰上げ・繰り下げによる試算も可能です。

●老齢基礎年金の繰り上げの注意点

①障害になった場合に障害年金の受給ができない。 ②年金額が減額される。

③女性の場合、寡婦年金が受給できない。

※繰り上げ繰り下げの判断基準は難しいと言えます。何歳まで生きるかにより、損にもなり、得にもなるからです。また、年金は物価スライドなので、将来年金額が減額される可能性があります。

●年金の裁定請求の必要書類

①年金請求書（自宅に送られてきます）

②年金手帳（配偶者のものと両方）

③戸籍謄本・住民票・配偶者の所得証明

④通帳・認印 等

※年金基金や共済年金へ加入の方は別に請求必要です。

●年金の支給がカットされる場合

①失業給付の受給中は年金が全額カット ②在職老齢年金による全部又は一部のカット

※上記②の在職による老齢厚生年金のカットについて

I、60～64歳までは、（年金額+給料額+前年1年の賞与/12）が28万円を超えると

超えた額の半分が年金からカットされる。（65歳～は46万円）

II、雇用保険高年齢雇用継続給付との調整（65歳まで）

①60歳到達時に被保険者期間5年以上

②60歳到達時よりも賃金が75%未満に低下

③低下後の賃金が支給限度額（344,209円以下）

※61%未満に低下⇒新賃金の15%が支給⇒同時に支給率の4割が年金停止率⇒6%

III、雇用保険高年齢再就職給付金

①基本手当の支給残日数100日以上で再就職（残日数200日以上⇒2年 100日以上⇒1年）

②60歳到達時に被保険者期間5年以上

③60歳到達時よりも賃金が75%未満に低下

④低下後の賃金が支給限度額（344,209円以下）

※61%未満に低下⇒新賃金の15%が支給⇒同時に支給率の4割が年金停止率⇒6%